

「更正の請求制度」等に関する緊急提言

平成22年8月16日

九州北部税理士会調査研究部

本年7月6日、最高裁第三小法廷において、遺族が年金形式で受取る生命保険金の課税関係につき、従来からの国税庁の法解釈を覆す判決（最高裁平20(行ヒ)第16号、以下「本最高裁判決」という。）が出された。本最高裁判決の翌日、野田財務大臣から、従来の法解釈を変更すること、過去5年分の所得税については更正の請求に基づき減額更正をすること、さらに5年を超える部分の納税の救済についても法令の改正等を行うことで対応する旨のコメントが公表された。

本最高裁判決の影響は大きく、本件と同様の事案は数万件に及ぶともいわれている。今後は、国税庁、税理士会、生命保険会社が相互に協力をしながら納税者の救済に当たらなければならない。

われわれは、5年を超える救済について法令改正の必要性にまで踏み込んだ財務省及び国税庁の対応を高く評価するものであり、その改正については、以下の視点を十分に考慮されることを望むものである。

1. 後発的事由に基づく更正の請求について

現行国税通則法では、法定申告期限から1年以内の通常の場合の更正の請求（通法23①）のほか、申告後に一定のやむを得ない理由が生じた場合に、その理由が生じた日の翌日から2月以内の更正の請求を認めている（通法23②）。

この特別な更正の請求（以下「後発的事由に基づく更正の請求」という。）が可能となる後発的事由については、国税通則法施行令6条1項1号～5号において規定され、「計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。(1号)」や、「計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によって解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと。(2号)」などととも、平成18年度税制改正において、同項第5号として「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知ったこと。」（以下「国税庁長官の通達変更」という。）という理由が追加された。

本最高裁判決に基づき通達変更が行われると考えられるが、可能な限り速やかに変更後の解釈が公表され、かつ、その周知方法についても特段の配慮がなされることを望むものである。

2. 減額更正の除斥期間について

税務署長が行う減額更正の期間制限については、原則として前記1の後発的事由が生じた場合には、一般的な減額更正の場合の法定申告期限から5年を経過する日までの期間制限（通法70②）に代え、当該理由が生じた日から3年の間に行う更正処分については、特段の期間制限なく過年度分の減額更正をすることができる旨を規定している（通法71①二）。

しかし、この減額更正の期間制限の特例の適用が可能な後発的事由については、「国税庁長官の通達変更」は対象外とされ（通令30、24④）、法定申告期限から5年を経過した年分については、納税者からの更正の請求は可能でも、税務署長の減額更正権限がないことから救済は不可能であると考えられる。

5年を超える納税の救済については、この国税通則法施行令24条4項の「国税庁長官の通達変更を除く」旨の規定を削除することにより可能となる。5年を超える減額更正が可能な後発的事由として規定されている各事由から「国税庁長官の通達変更」のみを除外する合理的な理由は見当たらないのではないかと思われる。信義則の法理からも、むしろこのような場合にこそ、5年という減額更正の期間制限を解除すべきである。

3. 還付申告について

確定申告義務（所法120①）のない納税者は、源泉徴収税額等の控除不足額がある場合には還付等を受けるための申告（以下「還付申告」という。）が可能（所法122）であるが、この還付申告は5年が限度とされている（通法74）。この点について、確定申告書を提出した納税者の後発的事由に基づく更正の請求とのバランスを考慮した改正が必要であると考えられる。

具体的には、国税通則法74条等を改正し、前記1の「国税庁長官の通達変更」を原因とする還付申告については、還付金等の消滅時効に関する特則規定（その理由が生じた日の翌日から2月以内まで）を設けるべきである。

4. 雑所得の計算方法の見直しについて

現在、国税庁において、本最高裁判決に基づき、年金形式で受取る生命保険金のうち「課税の対象とならない部分の算定方法などの検討」がなされているようであるが、この見直しに当たっては、従来の課税方式を前提に保険契約や保険金の受取方式を選択した納税者を保護する視点も十分に考慮した上での慎重な対応が望まれる。

相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）3条1項1号及び所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）9条1項15号の解釈としては、第1審の長崎地裁平成18年11月7日判決の結論である「個々の年金の総額が非課税所得に該当する」という理解が正しいようにも考えられる。なぜならば、相続税の課税対象とされるものは個々の年金総額であり、現実に相続税の課税価格に算入される相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）24条1項1号による定期金に関する評価後の金額（以下「定期金評価額」

という。)は相続財産の評価の問題に過ぎないと考えられるからである。

しかしながら、本最高裁判決は、「これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。」と判示したことから、個々の年金の総額と現在価値(定期金評価額)との差額が雑所得の総額とされる(以下「新しい所得計算」という。)ことも考えられる。この場合には、個々の年金の総額から払込み保険料の総額を控除した残額を雑所得の総額として計算(以下「従来の所得計算」という。)した金額との間で有利・不利の問題が生ずる。

この問題に対して、既に年金を受給している納税者について新しい所得計算が不利になる場合についても遡及適用されるということにはならないということを前提に、従来の所得計算と新しい所得計算とのいずれかを選択できることとすべきである。具体的には、前記1の「後発的事由に基づく更正の請求」をした者及び前記3の「還付申告」をした者は新しい所得計算を選択したものとすることなどが考えられる。保険事故が発生していない既契約の生命保険契約等で平成22年法律第6号による改正前の相続税法が適用されるものについては、第1回目の年金の受給時において選択させることが考えられる。

いずれの場合も、各年金の所得計算については、理論的には複雑な計算とならざるを得ないと考えられること、納税者における有利・不利の判断は受給期間の全期間を考慮してなされることなどから、納税者への周知についての特段の配慮とともに、選択の誤りについての撤回を認めるなど、柔軟な対応が望まれる。